

「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会権利制限の一般規定に関する中間とりまとめ」に関する意見（2010年6月24日提出）

「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会  
権利制限の一般規定に関する中間とりまとめ」に関する意見

社団法人音楽出版社協会

権利制限の一般規定は、仮に導入するとしても権利者に十分配慮した上でなされるべきものであり、産業振興のために安易に行われるべきではないと考えます。

実質的には著作権侵害が問題にされていないにもかかわらず、形式的には著作権侵害に該当する状態を長期間そのままにしておくことは、法と実態の乖離を放置しておくことであり、望ましい状態ではないという認識があります。これについて、権利制限の一般規定を導入することによって、著作物利用のルールを事後的に決し、創造的事業への挑戦を促進すべきという意見があることも承知しています。現行の著作権法による個別列挙方式が新分野への技術開発や事業活動に対して委縮効果を及ぼしているという前提のもとに主張されているものですが、そもそもそのような委縮効果が存在するということが十分実証されているとは言えないように思われます。

権利制限の一般規定を導入すれば、現行著作権法下では認められない著作物の利用がビジネス上可能になるというような、権利制限の一般規定に対する過大な期待・幻想があるのではないかと考えられます。権利制限の一般規定の導入により解決できるものは、それが実質的に著作権等の権利を侵害していない場合に限られるということを改めて確認する必要があります。

また、個人が多数を占めると考えられる権利者に訴訟による事後的解決を求めることは、利用者に比較して権利者に過大な負担を負わせるものであり、結果として権利者が泣き寝入りせざるを得なくなる可能性が少なからずあるという指摘は、かねてから行われているところです。この点について権利者に十分な権利行使のための制度的保証がなされない限り、一般規定の導入を行うべきではないと考えます。

以上